

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2024年11月8日
【中間会計期間】	第147期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
【会社名】	伊豆箱根鉄道株式会社
【英訳名】	IZUHAKONE RAILWAY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伍堂 文康
【本店の所在の場所】	静岡県三島市大場300番地
【電話番号】	(055)977-1205
【事務連絡者氏名】	総合企画部経理課長 河野 智
【最寄りの連絡場所】	静岡県三島市大場300番地
【電話番号】	(055)977-1205
【事務連絡者氏名】	総合企画部経理課課長補佐 佐々木 謙一郎
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第146期 中間連結会計期間	第147期 中間連結会計期間	第146期
会計期間	自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月 30日	自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日	自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日
営業収益 (千円)	4,693,985	5,166,361	9,431,875
経常利益 (千円)	190,135	415,283	276,964
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	165,061	344,948	240,826
中間包括利益又は包括利益 (千円)	166,487	340,015	365,490
純資産額 (千円)	2,226,425	2,765,443	2,425,428
総資産額 (千円)	21,603,506	22,100,311	22,176,569
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	129.13	269.89	188.40
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	10.3	12.5	10.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	610,734	571,145	1,044,258
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	274,146	340,257	855,835
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	235,956	362,909	52,533
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	400,795	304,030	436,052

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定」について重要な変更はありません。

(2) 経営成績の分析

当中間連結会計期間における経済情勢は、個人消費や企業収益の回復などにより経済活動の正常化が進み、雇用・所得環境が改善するなど、景気の緩やかな回復傾向が見られました。一方で、中東やウクライナにおける紛争の長期化、中国経済の先行き懸念、エネルギー価格や原材料価格の高騰などの影響により、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、地域に信頼され、なくてはならない存在になることを目指し、安全・安心を事業の根幹に据えるとともに、自治体や企業などとの連携をさらに強化しながら、沿線地域への誘客やお客さまに寄り添った質の高いサービスの提供に努めてまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の経営成績は、営業収益は51億66,361千円（前年同中間期比10.1%増）、営業利益は4億34,164千円（前年同中間期比178.5%増）、経常利益は4億15,283千円（前年同中間期比118.4%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は3億44,948千円（前年同中間期比109.0%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(鉄道事業)

鉄道事業は、定期利用において、駿豆線・大雄山線とも、慢性的に続く沿線地域の人口減少の影響を受けるなか、通勤・通学ともにご利用者数は前年同中間期と同水準で推移しました。定期外利用においては、沿線の自治体や企業・団体などと連携し、企画乗車券の発売やイベントの開催・協力などに積極的に取り組むことで、話題の創出と需要の喚起に努めた結果、駿豆線・大雄山線ともにご利用者数は前年同中間期を上回りました。なお、大雄山線においては、継続的な輸送の安全安心の確保と、お客さまの利便性向上を目的とした運賃改定を2024年3月に行ったことにより、売上高は大きく増加しました。

この結果、鉄道事業の営業収益は13億16,675千円（前年同中間期比8.0%増）、営業損益は、売上高の増加や不要不急コストの削減に努めたことにより前年同中間期より増益となったものの、56,487千円の営業損失（前年同中間期営業損失85,819千円）となりました。

鉄道事業

伊豆箱根鉄道(株)

種別	単位	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業日数	日		183		183
営業キロ	キロ		29.4		29.4
客車走行キロ	千キロ		2,362		2,355
旅客乗車人員	定期	千人	4,789		4,752
	定期外	千人	3,016		3,125
旅客収入	定期	千円	499,724		544,337
	定期外	千円	672,320		724,615
	計	千円	1,172,044		1,268,952
運輸雑収	千円		47,658		47,722
運輸収入合計	千円		1,219,702		1,316,675
乗車効率	%		17.1		17.1

(注) 乗車効率の算出は(延人キロ/客車走行キロ×平均定員)

(バス事業)

バス事業は、乗合バス部門において、慢性的な乗務員不足に加え、改善基準告示が改正されたことにより、乗務員の勤務時間やダイヤの見直しを行うなど、より一層の効率化に努めてまいりました。このような状況のなか、箱根・熱海地区を中心とした観光路線のご利用が好調に推移し、売上高は前年同中間期を上回りました。貸切バス部門においては、各種輸送需要が好調に推移するなかで着実に受注を獲得したことに加え、公示運賃額の改定と幅運賃制度の撤廃により受注単価が上昇したこともあり、売上高は前年同中間期を大きく上回りました。

この結果、バス事業の営業収益は16億16,603千円（前年同中間期比12.1%増）、営業利益は1億83,896千円（前年同中間期営業利益14,229千円 / 前年同中間期比1192.3%増）となりました。

(タクシー事業)

タクシー事業は、積極的な採用活動が奏功し乗務員数が増加したことに加え、2023年9月以降各営業エリアにおいて運賃改定を行ったことにより、売上高は前年同中間期を上回りました。また、新たにクラウド型配車システムを導入し、お客さまへの迅速な配車サービスの提供と業務効率化をはかったほか、長岡営業所を三島営業所へ統合するなど固定費の削減をさらに推し進めることにより、事業の収益性の向上に努めてまいりました。

この結果、タクシー事業の営業収益は13億27,814千円（前年同中間期比12.6%増）、営業利益は48,880千円（前年同中間期営業損失8,146千円）となりました。

(レジャー・不動産事業)

自動車道事業は、湯河原パークウェイにおいて、2021年7月の大雨による一部道路の崩落以降、全線通行止めとなっておりましたが、道路の復旧工事が完了し、2023年11月10日より供用を再開しております。なお、供用再開にあたり利用料金の改定を行ったほか、2024年4月には全国の各温泉地をモチーフとした想像上の二次元キャラクターとのコラボレート企画等、需要の喚起に努め、売上高の増加をはかりました。

飲食店・物品販売業の伊豆・三津シーパラダイスは、「#ふれるみとしー2024」と題し、生き物や飼育員、水族館の仕事にふれるイベントを通年で企画し、継続的に話題の創出や需要の喚起をはかっております。また、2024年7月に室内のキッズコーナー「みとしーminiパラダイス」をリニューアルし、これまで以上に海の世界に入り込みながら生物の疑似体験ができる遊具等を設置し誘客に努めたほか、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用した情報の拡散を積極的に行ったことが奏功し、売上高は前年同中間期を上回りました。箱根地区のドライブイン施設については、2023年6月より外部事業者へ店舗運営を委託しておりますが、運営事業者と連携し、施設の魅力向上と売上高の増加に努めております。

鉄道沿線の物品販売業は、地域食材を活用した飲食メニューの提供や、地域ならではの土産物販売等を強化することで、地域の魅力を発信しつつ、需要の喚起に努めた結果、売上高は前年同中間期を上回りました。

広告業は、駿豆線・大雄山線各駅の副駅名（ネーミングライツ）の スポンサー募集に注力した結果、2024年6月には駿豆線全駅の スポンサー契約締結が実現しました。そのほか、新たな広告媒体の企画・開発と契約獲得に努めてまいりましたが、前年同中間期に大型契約の売上高を計上している影響もあり、売上高は前年同中間期を下回りました。

不動産事業は、不動産賃貸業に特化しておりますが、2024年1月に小田原市久野で開業した新規賃貸物件が増収に寄与したことに加え、既存賃貸物件の高稼働率維持や契約条件の見直しなどの営業活動が奏功し、売上高は前年同中間期を上回りました。

保険代理店事業は、セールス担当者へ研修を行うなど営業力の強化をはかるとともに、新たな顧客や営業エリアの開拓、既存顧客のフォローなどの営業活動に努めた結果、売上高は前年同中間期を上回りました。

この結果、レジャー・不動産事業の営業収益は9億77,330千円（前年同中間期比5.6%増）、営業利益は2億56,597千円（前年同中間期比8.4%増）となりました。

なお、当連結会計年度より、グループ内の事業構造を再編し、当社と、連結子会社である伊豆箱根企業株式会社との間にあった飲食店・物品販売業における営業の受委託関係を解消しており、レジャー・不動産事業における前年同中間期比較については、前年同中間期の数値から伊豆箱根企業株式会社の営業収益及び営業利益を差し引いて比較しております。

(3) 財政状態の分析

資産

現金及び預金の減少により、前連結会計年度末に比べ76,257千円の減少となりました。

負債

流動負債のその他に含めて表示している未払金や、借入金の減少により、前連結会計年度末に比べ4億16,273千円の減少となりました。

純資産

親会社株主に帰属する中間純利益の計上により、前連結会計年度末に比べ3億40,015千円の増加となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ1億32,021千円減少し、3億4,030千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、5億71,145千円(前年同中間期は6億10,734千円の収入)となりました。これは主に税金等調整前中間純利益4億8,400千円に、減価償却費3億28,411千円、固定資産圧縮損44,004千円などの非資金項目の調整などによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、3億40,257千円(前年同中間期は2億74,146千円の支出)となりました。これは主に固定資産の取得による支出4億10,534千円や、工事負担金等受入による収入63,371千円などによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は3億62,909千円(前年同中間期は2億35,956千円の支出)となりました。これは主に短期借入金2億95,000千円と、リース債務67,909千円の返済によるものであります。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,220,000
A種優先株式	900,000
計	5,120,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年11月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,280,000	1,280,000	非上場	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 100株であります。
A種優先株式	900,000	900,000	非上場	単元株式数は100株 であります。 (注)
計	2,180,000	2,180,000	-	-

(注) A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

当社は、ある事業年度中の特定の日を基準日(3月31日を含む。)として当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式1株の払込金額相当額に100分の5を乗じた額を当該事業年度における上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)を金銭により配当する。ただし、A種優先配当金の支払を当社の株主総会が決定する前に、同じ事業年度中に定められた基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行ったとき、または行うことを当社が決定したときは、その額を控除し、残額がある場合に、当該残額を配当する。

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し剰余金が配当された後に残余の剰余金があるときは、普通株主または普通登録株式質権者に対してA種優先配当金と同額にいたるまで剰余金の配当を行うことができ、さらに残余の剰余金について配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者及び普通株主または普通登録株式質権者に対し、1株につき同等の金額を支払う。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式1株の払込金額相当額を金銭により支払う。

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

A種優先株主は、発行に際して取締役会で定める日において、会社法第461条第2項に定める分配可能額が5億円を超えることを条件とし、毎年5億円を限度として、法令の定める範囲で、その保有するA種優先株式の全部または一部につき、当社に対してその取得を請求することができる。

取得を請求するA種優先株主は、発行に際して取締役会で定める期間(以下「取得請求可能期間」という。)に当社に申し出るものとする。

第1項の限度額を超えてA種優先株主からの取得請求があった場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。

当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えにA種優先株式1株の払込金額相当額の現金を交付する。

(4) 取得条項

当社は、発行に際して取締役会で定める日において、会社法第461条第2項に定める分配可能額（ただし、直前の取得請求可能期間になされた取得請求に応じて当社が取得したか取得することを決定した自己株式の簿価を控除する。）から5億円を控除した額を限度として、法令の定める範囲で、A種優先株式の一部または全部を取得することができる。

一部取得の場合は、抽選その他の方法により決定する。

当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えにA種優先株式1株の払込金額相当額の現金を交付する。

(5) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利の付与等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

当社は、A種優先株主に対し、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当てを受ける権利または会社法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式の無償割当てまたは新株予約権の無償割当てを行わない。

(7) 配当金の除斥期間等

配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその配当金の支払義務を免れるものとする。

前項の金銭には利息を付けない。

(8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(9) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	-	2,180,000	-	640,000	-	325,907

(5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数 の割合(%)
西武鉄道株式会社	東京都豊島区南池袋1丁目16番15号	1,840,893	84.53
スルガ銀行株式会社	静岡県沼津市通横町23番地	16,200	0.74
宗教法人 最乗寺	神奈川県南足柄市大雄町1157番地	8,832	0.41
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市葵区呉服町1丁目10番地	3,000	0.14
板倉 孝明	静岡県伊豆の国市	2,600	0.12
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	2,000	0.09
芹澤 数雄	静岡県田方郡函南町	1,800	0.08
中西 潤	兵庫県神戸市須磨区	1,800	0.08
久高 洋	福岡県筑紫野市	1,800	0.08
相磯 昌邦	静岡県伊豆の国市	1,520	0.07
計	-	1,880,445	86.34

(注) 上記のほか、自己株式が2,133株あります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権数 の割合(%)
西武鉄道株式会社	東京都豊島区南池袋1丁目16番15号	9,408	73.99
スルガ銀行株式会社	静岡県沼津市通横町23番地	162	1.27
宗教法人 最乗寺	神奈川県南足柄市大雄町1157番地	88	0.69
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市葵区呉服町1丁目10番地	30	0.24
板倉 孝明	静岡県伊豆の国市	26	0.20
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	20	0.16
芹澤 数雄	静岡県田方郡函南町	18	0.14
中西 潤	兵庫県神戸市須磨区	18	0.14
久高 洋	福岡県筑紫野市	18	0.14
相磯 昌邦	静岡県伊豆の国市	15	0.12
計	-	9,803	77.10

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 900,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,100	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,271,500	12,715	同上
単元未満株式	普通株式 6,400	-	-
発行済株式総数	2,180,000	-	-
総株主の議決権	-	12,715	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
伊豆箱根鉄道 株式会社	静岡県三島市大場 300番地	2,100	-	2,100	0.10
計	-	2,100	-	2,100	0.10

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当しますが、同項ただし書後段の規定に基づき、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	436,052	304,030
受取手形及び売掛金	545,220	578,468
商品	13,686	13,662
貯蔵品	109,205	142,859
その他	134,539	123,891
貸倒引当金	5,244	4,436
流動資産合計	1,233,461	1,158,475
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3,699,158	3,658,157
機械装置及び運搬具(純額)	362,087	342,098
土地	15,785,210	15,777,303
リース資産(純額)	316,249	410,103
建設仮勘定	42,375	68,569
その他(純額)	200,469	181,075
有形固定資産合計	20,405,550	20,437,309
無形固定資産		
リース資産	17,848	18,642
その他	337,151	280,881
無形固定資産合計	354,999	299,523
投資その他の資産		
投資有価証券	48,133	48,133
長期貸付金	190,000	190,000
繰延税金資産	6,542	6,542
その他	40,381	62,826
貸倒引当金	102,500	102,500
投資その他の資産合計	182,557	205,002
固定資産合計	20,943,107	20,941,835
資産合計	22,176,569	22,100,311

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	256,759	265,447
短期借入金	12,095,000	11,800,000
リース債務	122,567	129,271
未払法人税等	52,634	77,373
賞与引当金	135,074	140,332
商品券等引換損失引当金	37,485	36,389
その他	1,574,895	1,270,460
流動負債合計	14,274,416	13,719,274
固定負債		
リース債務	249,627	347,850
繰延税金負債	25	-
再評価に係る繰延税金負債	3,423,840	3,422,371
役員退職慰労引当金	16,421	16,661
退職給付に係る負債	1,212,470	1,246,331
資産除去債務	107,730	107,730
その他	466,608	474,646
固定負債合計	5,476,724	5,615,592
負債合計	19,751,140	19,334,867
純資産の部		
株主資本		
資本金	640,000	640,000
資本剰余金	325,907	325,907
利益剰余金	5,892,191	5,543,879
自己株式	17,016	17,016
株主資本合計	4,943,300	4,594,988
その他の包括利益累計額		
土地再評価差額金	7,248,009	7,244,646
退職給付に係る調整累計額	120,719	115,785
その他の包括利益累計額合計	7,368,728	7,360,432
純資産合計	2,425,428	2,765,443
負債純資産合計	22,176,569	22,100,311

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業収益	4,693,985	5,166,361
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	2,414,150	2,431,315
販売費及び一般管理費	1,238,952	1,241,681
営業費合計	4,538,102	4,732,197
営業利益	155,882	434,164
営業外収益		
受取利息	1,287	1,408
受取配当金	2,097	2,064
受取支援金収入	22,138	-
補助金収入	58,583	14,746
その他	16,470	26,989
営業外収益合計	100,576	45,209
営業外費用		
支払利息	47,975	50,815
その他	18,348	13,275
営業外費用合計	66,324	64,091
経常利益	190,135	415,283
特別利益		
固定資産売却益	1,084	5,407
工事負担金等受入額	40,337	39,824
その他	3,298	7,241
特別利益合計	44,719	52,472
特別損失		
固定資産売却損	-	1,482
固定資産圧縮損	41,098	44,004
固定資産除却損	2,655	8,944
減損損失	6,514	4,924
その他	650	-
特別損失合計	50,918	59,355
税金等調整前中間純利益	183,935	408,400
法人税、住民税及び事業税	20,623	64,945
法人税等調整額	1,749	1,494
法人税等合計	18,873	63,451
中間純利益	165,061	344,948
非支配株主に帰属する中間純利益	-	-
親会社株主に帰属する中間純利益	165,061	344,948

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益	165,061	344,948
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	1,425	4,933
その他の包括利益合計	1,425	4,933
中間包括利益	166,487	340,015
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	166,487	340,015
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

(3)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	183,935	408,400
減価償却費	297,862	328,411
減損損失	6,514	4,924
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	520	240
商品券等引換損失引当金の増減額(は減少)	1,654	1,096
賞与引当金の増減額(は減少)	8,151	5,258
貸倒引当金の増減額(は減少)	125	807
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	2,914	33,861
受取利息及び受取配当金	3,385	3,473
支払利息	47,975	50,815
固定資産売却損益(は益)	1,084	3,925
固定資産圧縮損	41,098	44,004
固定資産除却損	2,655	8,944
工事負担金等受入額	40,337	39,824
売上債権の増減額(は増加)	20,671	33,248
棚卸資産の増減額(は増加)	17,166	33,629
仕入債務の増減額(は減少)	8,477	8,688
その他	169,833	120,450
小計	662,731	657,093
利息及び配当金の受取額	3,347	3,410
利息の支払額	47,389	51,468
法人税等の支払額	7,955	37,890
営業活動によるキャッシュ・フロー	610,734	571,145
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	398,508	410,534
固定資産の売却による収入	1,378	7,118
固定資産の除却による支出	8,394	7,889
工事負担金等に係る収支	96,092	63,371
その他	35,286	7,676
投資活動によるキャッシュ・フロー	274,146	340,257
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	150,000	295,000
長期借入金の返済による支出	18,050	-
リース債務の返済による支出	67,906	67,909
自己株式の取得による支出	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	235,956	362,909
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	100,631	132,021
現金及び現金同等物の期首残高	300,163	436,052
現金及び現金同等物の中間期末残高	400,795	304,030

【注記事項】

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる中間連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費の内訳は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
人件費	234,433千円	250,140千円
経費	132,048千円	143,515千円
諸税	7,067千円	7,035千円
減価償却費	15,403千円	16,189千円
計	388,952千円	416,881千円

2. 退職給付費用及び各引当金繰入額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
賞与引当金繰入額	119,285千円	140,332千円
退職給付費用	49,473千円	38,761千円
役員退職慰労引当金繰入額	520千円	240千円
計	169,278千円	179,334千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
現金及び預金勘定	400,795千円	304,030千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	- 千円	- 千円
現金及び現金同等物	400,795千円	304,030千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	鉄道	バス	タクシー	レジャー ・不動産	合計	調整額 (注)1	中間連結 損益計算書 計上額 (注)2
営業収益	1,219,702	1,441,701	1,179,577	1,053,858	4,894,840	200,855	4,693,985
セグメント利益 又は損失()	85,819	14,229	8,146	234,505	154,770	1,112	155,882

(注)1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) 営業収益の調整額 200,855千円については、主にセグメント間取引消去 200,855千円であり
ます。
- (2) セグメント利益又は損失()の調整額1,112千円は、主にセグメント間取引消去1,112千円であ
ります。

2. セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当中間連結会計期間に「レジャー・不動産」セグメントにおいて、6,514千円の減損損失を計上して
おります。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	鉄道	バス	タクシー	レジャー ・不動産	合計	調整額 (注)1	中間連結 損益計算書 計上額 (注)2
営業収益	1,316,675	1,616,603	1,327,814	977,330	5,238,424	72,062	5,166,361
セグメント利益 又は損失()	56,487	183,896	48,880	256,597	432,887	1,277	434,164

(注)1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) 営業収益の調整額 72,062千円については、主にセグメント間取引消去 72,062千円であり
ます。
- (2) セグメント利益又は損失()の調整額1,277千円は、主にセグメント間取引消去1,277千円であ
ります。

2. セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当中間連結会計期間に「レジャー・不動産」セグメントにおいて、4,924千円の減損損失を計上して
おります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

「レジャー・不動産」セグメントにおいて営業収益及び調整額がそれぞれ減少した主な理由は、当社の
連結子会社である伊豆箱根企業株式会社との間にあった飲食店・物品販売業における営業の受委託関係を
解消したためであります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)	中間連結 損益計算書 計上額
	鉄道	バス	タクシー	レジャー ・不動産	合計		
鉄道事業	1,219,702	-	-	-	1,219,702		
バス事業	-	1,441,701	-	-	1,441,701		
タクシー事業	-	-	1,179,577	-	1,179,577		
自動車道事業	-	-	-	676	676		
飲食店・物品販売業	-	-	-	631,812	631,812		
不動産賃貸業	-	-	-	328,260	328,260		
その他	-	-	-	93,109	93,109		
顧客との契約から 生じる収益	1,213,904	1,403,022	1,158,743	776,010	4,551,681		
その他の収益	5,798	38,678	20,834	277,848	343,159		
営業収益	1,219,702	1,441,701	1,179,577	1,053,858	4,894,840	200,855	4,693,985

(注) 調整額 200,855千円については、主にセグメント間取引消去であります。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)	中間連結 損益計算書 計上額
	鉄道	バス	タクシー	レジャー ・不動産	合計		
鉄道事業	1,316,675	-	-	-	1,316,675		
バス事業	-	1,616,603	-	-	1,616,603		
タクシー事業	-	-	1,327,814	-	1,327,814		
自動車道事業	-	-	-	46,335	46,335		
飲食店・物品販売業	-	-	-	502,903	502,903		
不動産賃貸業	-	-	-	333,233	333,233		
その他	-	-	-	94,858	94,858		
顧客との契約から 生じる収益	1,311,240	1,579,280	1,304,192	689,151	4,883,865		
その他の収益	5,434	37,323	23,621	288,179	354,559		
営業収益	1,316,675	1,616,603	1,327,814	977,330	5,238,424	72,062	5,166,361

(注) 調整額 72,062千円については、主にセグメント間取引消去であります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純利益	129円13銭	269円89銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	165,061	344,948
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	165,061	344,948
普通株式の期中平均株式数(株)	1,278,278	1,278,108

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月8日

伊豆箱根鉄道株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
静岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 守屋 貴浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松浦 俊行
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている伊豆箱根鉄道株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊豆箱根鉄道株式会社及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは期中レビューの対象には含まれていません。